

平成23年10月6日

報道機関各位

株式会社 京都銀行

取締役頭取 高崎 秀夫

データ入力に伴う登録票（お客さま情報記載）の紛失について

弊行本支店4ヵ店において、お客さまのお申し出に基づき行内でデータ入力のために作成いたしました登録票が紛失しており、お客さまへのご連絡が困難であるものが別添のとおりに判明いたしました。この登録票には、お客さまの情報（お客さま氏名、口座番号、金額等）が記載されております。

内部調査の結果、保存年限を誤認したことにより廃棄した可能性が極めて高く、外部への情報の流出懸念は極めて低いものと考えております。また、本件に関する外部からの照会や弊行に対する不正要求等、問題となる事象は生じておりません。

厳重な保管を求められている金融機関におきまして、このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

弊行は情報管理の徹底を図るべく、平成23年6月からすでに2ヵ店で試行しております「文書保存台帳の電子化」を、本年12月には全店で本格導入を予定いたしており、再発防止と管理体制の一層の強化となるものと考えております。

本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口は以下のとおりです。

電話番号：0120-075-023（フリーダイヤル）

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

「文書保存台帳システム」の概要について（平成22年10月開発着手）

- ・文書保存の登録を「紙台帳への記入」から「システム台帳への登録」に変更し、保存漏れを防止。
- ・台帳登録した明細に基づき「保存年限シール（バーコード付）」をプリンター出力し、保存文書に貼付。
- ・保存年限シールを貼付した保存文書は、ICタグ付専用箱に格納。文書ワタで保管し、紛失・誤廃棄を防止。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社京都銀行（広報部） 電話 075-361-2292

(別添)

紛失(廃棄)した帳票

1. 紛失(廃棄)した帳票	登録票 (お客さまが記入された伝票ではありません) ・口座振替振替口座変更時に使用する登録票 ・融資取引返済条件変更時に使用する登録票 ・振込内容変更に伴う振込預り金取消時に使用する登録票
2. 保存期間	10年
3. 記載されている情報の内容	お客さま氏名、口座番号、金額等
4. 紛失(廃棄)した登録票件数	248件
5. 該当店舗	本店営業部(46件)、高野支店(2件)、 福知山支店(75件)、岩滝支店(125件)
6. 紛失(廃棄)した登録票の該当期間(最長)	平成16年1月～21年7月

以上